平成17年10月1日 条例第16号

目次

第1章 総則(第1条-第4条)

第2章 行政情報の公開(第5条―第16条)

第3章 審査請求等

第1節 通則(第16条の2)

第2節 諮問(第17条—第20条)

第4章 補則(第21条—第26条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市政に関する市民の知る権利を尊重し、行政情報の公開を請求する権利について定めることにより、市民参加による一層開かれた市政の実現を図り、もって市政について市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解及び信頼を深めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 実施機関 市長(水道事業及び下水道事業(加賀市上下水道事業の設置等に関する条例(平成17年加賀市条例第198号)第1条第2項に規定する事業をいう。)の管理者の権限を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者、消防長及び議会をいう。
 - (2) 行政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及 び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方 式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるもの として、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供しているもの

イ 本市の図書館その他の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、行政情報の公開を請求する権利が十分に尊重されるよう努めるとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより行政情報の公開を請求しようとするものは、この制度の目 的とするところに従ってその権利を正当に行使するとともに、これによって得た情報を適正に 使用しなければならない。

第2章 行政情報の公開

(行政情報の公開を請求できるもの)

第5条 何人も、実施機関に対して行政情報の公開を請求することができる。

(行政情報の公開の請求方法)

- 第6条 前条の規定により行政情報の公開の請求(以下「公開請求」という。)をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「公開請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 公開請求をしようとする行政情報の名称その他公開請求に係る行政文書を特定するため に必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、適切な行政情報の提供によって公開請求をしようとするものの目 的が達成されると実施機関が認めるときは、公開請求書の提出は要しないものとする。
- 3 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政情報の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報

- (以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、 当該行政情報を公開しなければならない。
- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令及び条例(以下「法令等」という。)の規定により若しくは慣行により公にされ、又 は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る部分
- (2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号
- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。) に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益 を害するおそれがあるもの

- イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人 等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付す ることが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、行政上の義務違反の 取締りその他の公共の安全の確保と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- (5) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、次に掲げるもの
 - ア 公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそ れがあるもの
 - イ 不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの
 - ウ 特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人が行う事務 又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又 は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ 又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企 業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (7) 法令等の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣その他国 の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

(部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る行政情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、 非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対 し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に 有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。 2 公開請求に係る行政情報に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別できることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る行政情報に非公開情報(第7条第7号の情報を除く。)が記録されている場合であっても公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該行政情報を公開することができる。

(行政情報の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、 非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしない で、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

- 第11条 実施機関は、公開請求に係る行政情報の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨並びに公開を実施する日時及び場所その他公開の実施に関し 必要な事項を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、公開請求に係る行政情報の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を 拒否するとき及び公開請求に係る行政情報を保有していないときを含む。)は、公開をしない旨 の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、前2項の規定により公開請求に係る行政情報の一部を公開する旨又は全部を公開 しない旨の決定をした場合において、公開請求に係る行政情報が、当該決定の日後にその全部 又は一部を公開することができるようになることが明らかであるときは、その期日を公開請求 者に通知するものとする。

(公開決定等の期限)

- 第12条 前条第1項及び第2項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から 14日以内にしなければならない。ただし、第6条第3項の規定により補正を求めた場合にあって は、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、

公開請求があった日から59日を限度として、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を 書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

- 第13条 公開請求に係る行政情報が著しく大量であるため、公開請求があった日から59日以内に そのすべてについて公開決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあ る場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政情報のうちの相当の 部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの行政情報については相当の期間内に公開決定 等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求 者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - (1) この条を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの行政情報について公開決定等をする期限

(事案の移送)

- 第14条 実施機関は、公開請求に係る行政情報が他の実施機関により作成されたものであるとき その他他の実施機関において公開決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の 実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合にお いては、移送をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しな ければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求 についての公開決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送 前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定(以下「公開決定」という。) をしたときは、当該実施機関は、公開の実施をしなければならない。この場合において、移送 をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 公開請求に係る行政情報に本市、国、他の地方公共団体及び公開請求者以外のもの(以下 この条、第18条及び第19条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、 実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る行 政情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることが できる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、 公開請求に係る行政情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を 提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この 限りでない。
 - (1) 第三者に関する情報が記録されている行政情報を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) 第三者に関する情報が記録されている行政情報を第9条の規定により公開しようとすると き。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政情報の公開に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに当該反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第16条 行政情報の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては閲覧の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政情報の公開にあっては、実施機関は、当該行政情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

第3章 審査請求等

第1節 通則

(審理員の指名の適用除外)

第16条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法 (平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第2節 諮問

(審査会への諮問)

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求

に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに加賀市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年加賀市条例第3号)第3条に規定する加賀市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政情報の全部を公開することとする場合(当該行政情報の公開について、反対意見書が提出されている場合及び行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書(以下「参加人意見書」という。)において反対する旨の意見が述べられている場合を除く。)
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29 条第2項の弁明書及び同法第30条第1項に規定する反論書並びに参加人意見書の写し(反論書及 び参加人意見書の写しにあっては、提出があった場合に限る。)を添えてしなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

- 第18条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
 - (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
 - (2) 公開請求者(公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
 - (3) 当該審査請求に係る行政情報の公開について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

- 第19条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
 - (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - (2) 審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る行政情報の全部を公開する旨の決定を除く。) を変更し、当該公開決定等に係る行政情報を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該行 政情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(情報公開制度の適正な運営の確保)

第20条 実施機関は、情報公開制度の適正な運営を確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

第4章 補則

(検索資料)

第21条 実施機関は、行政情報の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。 (手数料等)

第22条 行政情報の公開に係る手数料は、無料とする。

2 第16条の規定による行政情報の公開を受ける者は、規則で定めるところにより、公開の実施 に当たり要する費用を負担しなければならない。ただし、市長及び病院事業管理者は、特別の 理由があると認めるときは、当該費用を減額し、又は免除することができる。

(適用除外)

第23条 法令等の規定により行政情報の閲覧、縦覧又は写しの交付の手続が別に定められている場合で、当該手続によることができるときは、この条例は適用しない。

(情報公開制度の総合的な推進)

第24条 実施機関は、行政情報の公開のほか、情報提供施策及び情報公表施策の拡充を図り、市 政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開制度の総 合的な推進に努めるものとする。

(出資法人等の情報公開)

- 第25条 本市が出資その他財政支出等を行う法人であって、規則で定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人等の保有する情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 実施機関は、出資法人等に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この条例は合併前の加賀市情報公開条例(平成13年加賀市条例第3号)又は山中町情報公開条例(平成12年山中町条例第40号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の適用を受けること

とされていた行政情報及びこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に実施機関が作成し、又は取得した行政情報について適用する。

(承継された合併前の行政情報の任意的公開)

- 3 実施機関は、合併前の加賀市又は山中町から承継された行政情報(以下「承継行政情報」という。)でこの条例の適用を受けないものについて公開の申出があったときは、これに応ずるよう 努めるものとする。
- 4 第22条の規定は、前項の規定による承継行政情報の公開について準用する。

(経過措置)

- 5 施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それ ぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 6 施行日以後、最初に委嘱された委員の任期は、第20条第5項の規定にかかわらず、平成20年3 月31日までとする。

附 則(平成21年3月31日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月22日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の加賀市情報公開条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の加賀市情報公開条例の相当規 定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成29年3月23日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(加賀市情報公開条例に関する経過措置)

2 施行日の前日までに、この条例による改正前の加賀市情報公開条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の加賀市情報公開条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(令和元年6月26日条例第3号)

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和5年3月27日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、この条例による改正前の加 賀市情報公開条例第20条の規定による加賀市情報公開審査会の委員である者又は委員であった 者に係る同条第6項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施 行日後も、なお従前の例による。